

第187回
かすみがうら市農業委員会総会議事録

1. かすみがうら市農業委員会告示第12号

令和元年12月3日かすみがうら市農業委員会告示第12号をもって、令和元年12月10日(火)
かすみがうら市霞ヶ浦庁舎大会議室に、第187回かすみがうら市農業委員会総会を招集する。

2. 総会の日時および場所

令和元年12月10日(火) 午後2時00分開会
かすみがうら市霞ヶ浦庁舎大会議室

3. 出席委員

1番 栗山 千勝	2番 塚本 勝男	3番 海東 功	4番 外塚 孝雄
5番 塚本 茂	6番 飯田 敬市	7番 貝塚 光章	8番 井坂 孝雄
9番 谷中 昌	10番 中山 峰雄	11番 鈴木 良道	12番 久松 弘叔
13番 市川 敏光	14番 栗原 進一	15番 欠 席	

4. 欠席委員

15番 齋藤 幸雄

5. 説明のため出席した者

事務局長 大久保 定夫	局長補佐 山本 好徳
係長 横田 桂明	主任 松澤 智之

6. 議事録署名委員

12番 久松 弘叔 14番 栗原 進一

7. 議事日程

- ① 諸般の報告について
- ② 議事録署名委員について
- ③ 日程の決定について
- ④ 報告案件について

報告第34号 農地法第3条第1項第13号の規定による農地等の権利移動届について
報告第35号 農地法第5条第1項第6号の規定による市街化区域内の農地転用届出について
報告第36号 農地法第18条第6項の規定による通知の受理について
報告第37号 制限除外の農地移動届出の受理について

⑤ 議案審議について

議案第80号 農地法第3条の規定による権利の設定・移転の許可について
議案第81号 農地法第3条の規定による買受適格証明願の交付決定について
議案第82号 農地法第4条の規定による許可申請について
議案第83号 農地法第5条の規定による許可申請について
議案第84号 現況証明願の交付決定について
議案第85号 農地改良協議書に対する同意について
議案第86号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定
について
議案第87号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定
について(農地中間管理事業)
議案第88号 農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用
配分計画案の意見の決定について

⑥ その他

8 閉会

午後4時15分閉会

事務局長	<p>それでは、只今から、令和元年度 第187回農業委員会総会を開会いたします。只今の出席委員は14名で、会議規則第7条の定足数に達しております。よって、総会は成立しております。</p> <p>なお、委員会会議規則第4条により、15番 齋藤幸雄委員から欠席届が提出されております。</p> <p>それでは、会長が欠席ですので、会議規則第5条第2項の規定により、会長代理がその職務を代理することとされておりますので、以後の議事進行につきましては市川会長代理にお願い致します。</p>
議 長	<p>市川会長代理あいさつ</p> <p>はじめに、事務局長より諸般の報告をお願いします。</p>
事務局長	<p>(諸般の報告朗読)</p>
議 長	<p>次に、議事録署名委員の指名及び書記の指名を行います。</p> <p>議事録署名委員は会議規則第16条第2項の規定により、12番 久松弘叔 委員、14番 栗原進一 委員を指名いたします。</p> <p>なお、本日の会議書記は、事務局職員の松澤主任を指名いたします。</p>
議 長	<p>次に、日程の決定についてお諮りいたします。</p> <p>只今から午後5時までとしたいと思いますがいかがでしょうか。</p>
議 長	<p>(異議なしの声あり)</p> <p>ご異議ございませんので、午後5時までといたします。</p>
議 長	<p>次に報告第34号から報告第37号までの報告案件ですが、委員の皆様には既に議案書が配布されておりますので、事務局説明は省略いたしまして、早速質疑に入ります。報告案件について、ご意見ご質問等ありましたら、お願いします。</p>
議 長	<p>(異議なしの声・意見、質問等なし)</p>
議 長	<p>ご意見等ございませんので、報告案件は終わります。</p>
議 長	<p>それでは、議案審議に入ります。</p> <p>「議案第80号 農地法3条の規定による権利の設定・移転の許可について」上程いたします。</p>
議 長	<p>事務局より、議案の朗読をお願いします。</p>
事務局	<p>それでは朗読いたします。なお、案件については、事前調査を実施しております。</p> <p>(議案の朗読を行う)</p>
議 長	<p>議案の朗読が終わりました。</p> <p>事前調査員の方、説明をお願いいたします。</p>
6番 飯田委員	<p>12月2日午前9時から霞ヶ浦庁舎において、外塚委員と貝塚委員と私、飯田の3名で書類審査後、現地調査を実施してきました。</p> <p>それでは、説明いたします。</p> <p>番号1番は、中志筑地内・農業集落排水●●処理場から約230m南東に位置する畑1筆になります。現況は、きれいに管理されておりました。申請人は経営規模拡大のため今回の申請に至りました。野菜を作付けする予定です。</p> <p>番号2番・3番は、農地の相互交換のため一括で説明します。2番は深谷地内・●●郵便局から900m北東に位置する畑、番号3番は番号2番から180m北西に位置する畑になります。現況はきれいに管理されておりました。今回、農作業効率化を図るため今回の申請に至りました。野菜を作付けする計画です。</p> <p>番号4番は、坂地内●●公園から約1.1km西に位置する畑1筆になります。現況はき</p>

	<p>れいに管理されていました。申請人は経営規模拡大のため今回の申請に至りました。野菜を作付けする計画です。</p> <p>番号5番は、国道6号線●●●十字路から約500m南西にある田2筆になります。現況は雑草が繁茂する状況でした。申請人は経営規模拡大のため今回の申請に至りました。水稲を作付けする計画です。</p> <p>番号6・7番は借り手が同一ですので一括で説明します。現地は●●●●●インターチェンジから約450m東にある畑5筆になります。現況はきれいに管理されていました。申請人は、今回新規参入のため申請に至りました。果樹苗木を作付けする計画です。</p> <p>番号8番は、牛渡地内・●●●●●集落から約400m西に位置する畑1筆になります。現地は栗が植えられており、きれいに管理されていました。申請人は経営規模拡大のため今回の申請に至りました。継続して栗を作付けする予定です。</p> <p>以上、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件を満たしていると考えます。委員の皆様のご更なるご審議の程、よろしく願いいたします。</p>
議 長	<p>ただいま、事前調査員の方の説明が終わりました。これより議案審議に入ります。番号1番について、ご意見ご質問等ございますでしょうか。</p> <p>(異議なしの声・意見、質問等なし)</p>
議 長	<p>よろしいですか。それでは採決いたします。番号1番について、原案のとおり許可することに、賛成の方は挙手をお願いします。</p>
議 長	<p>全員賛成ですので、番号1番は、原案のとおり許可することに決定いたします。</p>
議 長	<p>次に、番号2番、番号3番については、関連がありますので、一括審議といたします。番号2番、番号3番について、ご意見ご質問等ございますでしょうか。</p>
11番 鈴木委員	<p>別に問題はないのですが、面積が、片方が1,257㎡、片方が951㎡で、300㎡くらい違いますよね。そうした場合に、どのくらいの違いで交換ができるのでしょうか。昔、だいたい同じくらいの面積と聞いたのですが、どのくらいの面積の範囲で交換はできるのでしょうか。</p>
事務局	<p>言われているのは、面積交換するのに、どれくらいの範囲ということですか。</p>
1番 栗山委員	<p>価値が同じであればそれでいいんですよ。面積で合わせるわけではないのだよ。</p>
6番 飯田委員	<p>ただいまの面積の問題は別としまして、条件的に面積の多いほうが、やや日陰で条件が悪いというのが調査の結果で、面積の少ないほうは、条件も良いということで、面積は少なくとも交換するということを見てまいりました。</p>
11番 鈴木委員	<p>条件が良い所と悪い所があると思うのですが、その場合に、片方が1町歩で、片方が3反歩のときに、極端ですけどね、そういう場合にも交換はできるのですか。</p>
1番 栗山委員	<p>それはできるよ。こちらが、1町歩あっても、千代田の良い所は1反歩であっても同じだよ。</p>
11番 鈴木委員	<p>わかりました。</p>
議 長	<p>よろしいですか。それでは採決いたします。番号2番、番号3番について、原案のとおり許可することに賛成の方は、挙手をお願いします。</p>
議 長	<p>全員賛成ですので、番号2番、番号3番は原案のとおり許可することに決定いたします。</p> <p>番号4番について、ご意見ご質問等ございますでしょうか。</p>

	(異議なしの声・意見、質問等なし)
議 長	よろしいですか。それでは採決いたします。番号4番について、原案のとおり許可することに、賛成の方は挙手をお願いします。
議 長	全員賛成ですので、番号4番は、原案のとおり許可することに決定いたします。
議 長	番号5番について、ご意見ご質問等ございますでしょうか。
	(異議なしの声・意見、質問等なし)
議 長	よろしいですか。それでは採決いたします。番号5番について、原案のとおり許可することに、賛成の方は挙手をお願いします。
議 長	全員賛成ですので、番号5番は、原案のとおり許可することに決定いたします。
議 長	次に、番号6番、番号7番については、関連がありますので、一括審議といたします。番号6番、番号7番について、ご意見ご質問等ございますでしょうか。
	(異議なしの声・意見、質問等なし)
議 長	よろしいですか。それでは採決いたします。番号6番、番号7番について、原案のとおり許可することに賛成の方は、挙手をお願いします。
議 長	全員賛成ですので、番号6番、番号7番は原案のとおり許可することに決定いたします。
議 長	番号8番について、ご意見ご質問等ございますでしょうか。
	(異議なしの声・意見、質問等なし)
議 長	よろしいですか。それでは採決いたします。番号8番について、原案のとおり許可することに、賛成の方は挙手をお願いします。
議 長	全員賛成ですので、番号8番は、原案のとおり許可することに決定いたします。
議 長	「議案第80号 農地法第3条の規定による権利の設定・移転の許可について」は、原案のとおり許可することに決定いたします。
議 長	次に、「第81号 農地法第3条の規定による買受適格証明願の交付決定について」上程いたします。 事務局より、議案の朗読をお願いします。
議 長	それでは、朗読いたします。なお、案件については事前調査を実施しております。 (議案の朗読を行う)
議 長	議案の朗読が終わりました。 事前調査員の方、説明をお願いいたします。
6番 飯田委員	申請地は、田伏地内・●●水産から約120m北に位置する田2筆になります。現況はきれいに管理されていました。申請人は茨城県租税債権管理機構で行う公売に参加するため今回の申請に至りました。証明にあたり要件は満たしていると考えますが、委員の皆様の更なる審議の程、よろしくをお願いします。
議 長	ただいま、事前調査員の方の説明が終わりました。これより議案審議に入ります。番号1番について、ご意見ご質問等ございますでしょうか。

	(異議なしの声・意見、質問等なし)
議 長	よろしいですか。それでは採決いたします。番号1番について、原案のとおり交付することに、賛成の方は挙手をお願いします。
議 長	全員賛成ですので、番号1番は、原案のとおり交付することに決定いたします。
議 長	「議案第81号 農地法第3条の規定による買受適格証明願の交付決定について」は原案のとおり交付することに決定いたします。
議 長	次に、「議案第82号 農地法第4条の規定による許可申請について」上程いたします。事務局より、議案の朗読をお願いします。
事務局	それでは朗読いたします。なお、案件については、事前調査を実施しております。(議案の朗読を行う)
議 長	議案の朗読が終わりました。事前調査員の方、説明をお願いいたします。
7番 貝塚委員	それでは、説明いたします。図面番号1番をご覧ください。番号1番は、●●郵便局から約400m北東に位置する畑1筆になります。現地は農用地区域内に位置し、第1種農地と判断しました。申請人は今回、太陽光パネル324枚を設置し、その下でブルーベリーを作付けする営農型太陽光発電事業に伴い申請に至りました。今回の申請では、4年目以降の出荷計画となっています。それまでの間は、剪定、施肥等の適正な管理が見込まれる計画で、国の基準では期間中に出荷が見込めない作物の場合は、適正な圃場管理により判断することになっておりますので、許可にあたっては支障はないと判断しました。なお、許可に際しては、今回事前にお配りしました許可条件を付し、また、一時転用許可期間については、申請者は認定農業者ではないので3年間になります。以上、委員の皆様の更なる審議の程よろしく申し上げます。
議 長	ただいま、事前調査員の方の説明が終わりました。これより議案審議に入ります。番号1番について、ご意見ご質問等ございますでしょうか。
2番 塚本委員	苗木を定植する状態で植えるのか、挿し木からやるのか、一つは確認したい。それから、株は何株ぐらい植えるのか、お伺いします。
事務局	最初の挿し木からか、苗木からかということですが、申請にあたっては、挿し木から行いたいと申請があがってきております。本数なんですけど、定植するにあたっては、378本ということであがってきております。
2番 塚本委員	挿し木からやるとなると、定植するまで3年かかります。それから定植してから3年、6年間はかかります。そうすると、売電が主になってしまいますね。6年間は、売電の収入です。下の収入は0ですよ。それでいいのかということですね。
事務局	そこについても6年くらいかかるということで、県のほうも確認させてもらったんですけど、出荷できない間の判断については、先ほど貝塚委員から話してもらったとおり、圃場のほうを適正に管理しているかどうかというのが、判断基準になるということで、県のほうにも確認しております。太陽光をやって、下はなにもやらないというのは、許可するのは難しい状態になってしまいますが、下のほうで適正に圃場管理して苗のほうを適正に育てているという状態が確認できれば、特に問題はないのかなということで判断はさせてもらいました。
14番 栗原委員	6年間、収入なくてもかまわないんだ。管理していれば。

事務局	国の基準で確認してもらったのが、育たなくて出荷できないのもあるじゃないですか。そういったものについては、どう判断するのかということを確認させてもらったのですが、圃場をちゃんと管理している、育つように施肥管理とか、後は適正に枝のほうを、剪定していくとか、そういったところを基準でみていくようにということで、国のガイドラインにも書いてありますし、そういったところで確認させてもらいました。
14番 栗原委員	これは、育つような土地ですか。
4番 外塚委員	ブルーベリーは基本的に肥しはいらないからね。
11番 鈴木委員	今は栗畑だから。
1番 栗山委員	ブルーベリーに屋根は必要なんですか。単純な質問だけど、重要なんですよ。だって、農地でしょう。農地がメインなんだから。無理に脱法行為で、そこに当てはめるとするのは、農業委員会で認めるわけにはいかないよ。県でも国でもきてもらって、説明してもらったほうがいいんじゃないの。だいたい、今までやっているのがそうでしょうよ。キクラゲだって同じ。明日葉だって同じ、シャインマスカットも同じ、ブルーベリー作るのに屋根が必要なら納得するよ。
7番 貝塚委員	われわれ3人、委員で見たんですが、普通だと思ってみてきました。
議 長	遮光率は、どれくらいあるの。
1番 栗山委員	農林の連中は、机上の計算だから、あてにならない。
事務局	遮光率は、47%です。
1番 栗山委員	できようないでしょう。シャインマスカットは、65%だよ。ブルーベリー作るのに、屋根が必要かどうか聞いているのだよ。普通は必要ないよ。ただ、無理に押し付けて許可もらうなんて、そう簡単にはいかないよ。
事務局	繰り返しになりますけど、営農型太陽光発電の場合の下部農地で果樹をつくった場合、どのように判断するのかということで、国からガイドラインが示されているので、読み上げますので参考にしてください。営農型発電施設の下部農地で、果樹等、今回はブルーベリーですけど、この後、シャインマスカットも判断してもらうことになりますけど、果樹等を栽培する場合一時転用期間中に収穫が見込めない場合は、どのように判断するのか。ということで国の方の回答ですけど、果樹等を栽培する場合は、当初の数年間は、収穫を見込まれない場合がありますので、営農計画書において、剪定、施肥、摘果等の栽培管理が計画的に行われる確認を行い、「営農の適切な継続が確実」であるかどうかで判断してください。ということでございます。
1番 栗山委員	今では判断できない。
事務局	計画があがっていて、こういうふうに計画しますということです。
1番 栗山委員	計画書があがっていても、判断するのはわれわれだから、計画はどんな計画だってできる、明日葉だって同じ、キクラゲだって、シャインマスカットも同じ、農地がメインなのか、われわれは、農地がメインだからね、転用が0.23でしょう。
事務局	あと、補足になりますが、お手元に配布しました、営農型太陽光発電施設に伴う一時転用許可条件ということで、国のほうでも営農型太陽光発電については、いろいろ、かすみがうら市に限らず、全国的に心配があると思うんですよ。

	<p>こういったことで、国のほうも許可条件を出して、もしも、今後営農の適正な継続が確保されなかった場合には、適切な日照量の確保とか、迅速にやってくれということで、許可条件を付けて許可をするように考えているようでございます。参考にしていただければと思います。</p>
1番 栗山委員	<p>それはわかるけど、シャインマスカット、あれは、パネル設置者と下部農地は、まったく別なんですよ。太陽光発電者に言わせれば、下部農地は、われわれがやっているのではないと、違う会社がやっているから、われわれは責任はないんだと、訴訟になれば争点になりますよ。</p>
1番 栗山委員	<p>日陰好む作物ならば、うえを日陰にしても育つかもしいないけど、おてんとう様を必要とする作物は、上半分日陰なんだからそんなに順調にいくわけないんだよ。</p>
1番 栗山委員	<p>調査員は現場をみてきただけだから、良いとか悪いとかは、われわれが判断するんだよ。</p>
6番 飯田委員	<p>これは計画したいという案を出しているわけですよ。まだ、設置して作っているわけでもないんですよ。ただ、そういう条件の中で、検討したいということですから、委員会の中で農地として許可できないというのであれば不許可です。ただ、われわれは、できたものを見に行っただけではないんですよ。今から計画して、こういうものをやりますということを説明しているだけで、</p>
1番 栗山委員	<p>それはわかりますよ。じゅうにぶんに、だから、屋根が必要か聞いているの。それだけ、</p>
1番 栗山委員	<p>この中にもブルーベリー作っている人いますけど、私もブルーベリー作ってますけど、屋根かけている人はいないよ。 屋根かけて、これ以上に収量があがるのならば、万々歳ですよ。 屋根かけないより収量が落ちるのならば、問題でしょうよ。私は、そう思いますよ。強引に当てはめようとしても無理でしょうよ。 キクラゲのどこだって、キクラゲの後、かぼちゃやったけど、ろくなかぼちゃできなかったよ。明日葉のどこだって、売電が目的だっちはっきりいったんだから。それでは違うでしょうよ。売電が目的では、実質はそうかもしれないけど、これを作るには屋根が必要なんだというのが、本来のあれだと思いますよ。 どこまでも農地だもんな。</p>
14番 栗原委員	<p>明日葉のところは、この前、里芋収穫してました。8人ぐらいで、</p>
1番 栗山委員	<p>本人に確認とってみて、1ヶ月伸ばしてもらって、取り下げてもらったら、</p>
議 長	<p>どうしましょう。皆さんの意見は、</p>
11番 鈴木委員	<p>意見といいましても、これ営農型は、100%が売電が目的なんだよね。前回は、サカキとかありましたよね、あれも許可出してますよね。そこらが問題だよね。</p>
議 長	<p>サカキの場合は、そんなに光はいらないからね。</p>
1番 栗山委員	<p>サカキはとれるまでに5年かかる。だけど、あれは、完全とは言わないけれど、ある程度、遮光しなければサカキの色が赤く変わっちゃうんですよ。売り物にならないですよ。</p>
11番 鈴木委員	<p>ブルーベリーじゃなくて、ミョウガとかやったら。</p>
1番 栗山委員	<p>ワンクッション置いてみて、本人に聞いてみて、屋根の下でできるもの、探してもらって</p>

11番 鈴木委員	私は、同じ集落ですけど、行きませんからね。
議 長	あと、皆さんの意見はどうでしょうか。
4番 外塚委員	検討してもらったらいんじゃないですか。
6番 飯田委員	我々、調査員は、見に行ってきて、申請があがってきたものに対して、ここで審議してもらうのが基本ですから、我々が強硬に、こうだとは言いませんので、また、これが保留とかで、普及センターとかで作物を指導していただいて、適正な作付けして、収穫が得られるような選定をお願いしてからでも問題はないと思う。いったん、保留でもいいんじゃないですか。
議 長	じゃ、いったん保留でよろしいですか。
1番 栗山委員	保留というと、40日以内に結論出さなければならないよ。その前に、農業委員会開かなければならないよ。一回、取り下げてもらって、来月にしたら。
6番 飯田委員	40日というと、来月の総会では間に合わないんですか。
1番 栗山委員	申請してから40日だから
11番 鈴木委員	ただ言って悪いけど、ブルーベリーは無理だと思うんですよね。ましてや、今から苗を挿すのだから、草に負けちゃうから。
議 長	ある程度、大きいのではないからね。
11番 鈴木委員	ある程度、本人の意向、作っていいものとかあるでしょうよ。サカキでもなんでもいいから。本人の意向確かめたらどうですか。これではまずいということで。
議 長	農業委員会としては、取り下げteいただくということで、それから、皆さんの意見では、作物、下に作るものをどうするかということで。
6番 飯田委員	これは、我々、言えないから、普及センターとか、農協さんとかで、よく相談していただいたほうが良いでしょうという、アドバイスをすればいいんですよ。そういうのをやって下さいとは言えないから。日陰でも栽培できるような作物を選定をお願いして、再度、営農型をやりたいというのであれば、申請をしていたら、
1番 栗山委員	思いやりがあるんだからね。選定して太陽光やれというのだから。
議 長	事務局では
事務局	取り下げをしてということですか。
議 長	取り下げをして、下の作物をよく考えてもらって総会に出してもらえれば
議 長	それでは、よろしいでしょうか。採決の方、したいとおもうのですが。
1番 栗山委員	採決したら、次がないよ。
7番 貝塚委員	その作物を作る人が、指導員、そういう技術者と相談して良いという感じだったら作るというのがいいと思うのだね。
10番 中山委員	事務局、この方は、農家やってるの。営農してるの。
4番 外塚委員	梨農家です。

10番	中山委員	どのくらいの規模なんですか。
11番	鈴木委員	梨、7反くらいです。今、1週間に4回くらい、市役所に行っている。
1番	栗山委員	梨畑の上に太陽光やったら。
11番	鈴木委員	ただ、今までも許可してるのですよね。言って悪いけどね。だから、これだけ、反対というのも難しいのではないですか。だいたい、100%が売電でしょうよ。
1番	栗山委員	これはね、地権者は、経産省から東電まで、話が言って、オッケーが出てると思うのですよね。今年、10月で締め切っているから。今後の話は、いくらかわからないから。価格が。
2番	塚本委員	上の物は、許可が出てるから、下の作物を変えればいいでしょうということ。
1番	栗山委員	一回、取り下げてもらって、1月にしたらいいんじゃないの。許可は継続しているから。
	議長	下の作物が一番のネックだと思うのですけど
11番	鈴木委員	今まで許可した例があるのですから、作物が問題なんだよね。だから、本人とよく相談して、作物を変えるかなんかしてもらってくださいよ。
	議長	暫時休憩します
	議長	それでは、再開いたします。営農型太陽光発電施設、ブルーベリーということで審議したわけですけど、
	事務局	本人に確認してきまして、違う作物に変えることについて、今回、難しいのであればということで、了解してくれました。本日の申請については、ブルーベリーで申請いただいておりますので、今回については、採決を進めていただければと思います。 あと、千葉県の方で、今回と同じくらいの規模でブルーベリーを営農型でやっているところがあるというふうなお話もありました。できれば、本人はブルーベリーのほうで、やってくればという話はあったんですけど、ブルーベリーが難しいのであれば、アオキということで庭木のほうを植えてというふうなお話もありました。
1番	栗山委員	取り下げるのか。
	事務局	採決はしてほしいとのことです。
1番	栗山委員	採決したら一時不再議の原則で、太陽光できないでしょうよ。
	事務局	違う品目ですよ。
	事務局	一時不再議というのは同一会期中ですよ。別の総会であれば、一時不再議には当たらないと思います。内容も違いますし。
1番	栗山委員	内容違えば、いいという問題じゃないでしょう。
	事務局	取り下げというのは、審議している途中ではできないでしょう。
11番	鈴木委員	取り下げはできないよ。
	事務局	審議の前ならできるけど、これは採決してもらえないと思います。

11番 鈴木委員	やる前ならできるけど、できないよ。審議に入っているのだから。
1番 栗山委員	保留はできるよ。
事務局	保留は、皆さんの採決のしかたですから。
1番 栗山委員	ただし、40日以内に結果ださなければならないよ。
事務局	保留にしても、同じ判断であれば意味がないですよ。
11番 鈴木委員	そういう話があれば、違う作物でその条件でやってもらえば賛成する、今日
1番 栗山委員	前、取り下げた事例あったよ。
11番 鈴木委員	これ前回やってて許可しているのだから、これを許可しないわけにはいかないよ。
9番 谷中委員	営農型に条件があつていれば、許可をして、後は指導をよくやってもらう、以外にないんじゃないですか。
1番 栗山委員	指導できないでしょう。無断転用も指導できないんだから。
11番 鈴木委員	違う作物でだす条件で、とおすか。許可しないわけにはいかないでしょう。以前にも、サカキとか、かぼちゃとか、明日葉とか許可しているのですから。
9番 谷中委員	前に許可しているのに、これだけ許可しないわけにはいかないと思うのですよ。条件があつていれば
議長	条件はあつてます
1番 栗山委員	条件はあつていても、畑として活用できるかどうかが問題だよ。ただ、作ればいいという問題じゃないでしょう。明日葉も、全部明日葉作るわけが、変更しているわけだよ。キクラゲも同じ。あれ問題だよ。キクラゲだって、あれ3年間の実績報告書、われわれには出てきてなかったでしょう。認定農業者になっているから10年間だいじょうぶなんですよ。そうなったら、我々、手をだせないでしょう。明日葉だって、麦作るとか、里芋作るとか、変わってくるのだよ。地権者と上物やる人、太陽光やる人は別者だからね。農業委員会もしっかりしなければたいへんだよ。
11番 鈴木委員	審議する前なら取り下げすることもできるけど、審議しちゃてるんだからね。私は取り下げはできないと思う。
議長	それでは、いかがいたしましょう。下を条件付きで、
1番 栗山委員	条件付きはできない。作る作物もわかってないんだもの。できるわけないでしょうよ。
10番 中山委員	申請人は、あくまでもブルーベリーでやりたいということなの。
事務局	本人の一番やりたいのは、ブルーベリーだということで、電話で話していたのですが、どうしても許可が難しいのであれば、アオキということで庭木ですかね。そんなに日が当たらなくても、育つものということで、一番最初に提案されてきたのですが、なかなか事例探るのが難しいということでブルーベリーということだったのですが、植木の関係の方とかそういうところにも書いてもらえるかという話もあったのですが、ということで話は伺いました。
9番 谷中委員	違う作物を作ったから必ず成功するという事はないでしょうよ。これを作れと

	農業委員会で指導するの。
議 長	そこまではできないでしょう。
9番 谷中委員	本人がやりたいというのだから、失敗したのでは困るけど、作物のことまでは、われわれはできないのではないですか。
事務局	農作物の制限は、できません。
1番 栗山委員	原則は、あくまでも農地でしょう。農地に作物がメインなのだから。だから、ブルーベリーに屋根が必要なのかということなの。
14番 栗原委員	今回の結論だしてもらったら。
議 長	採決いたします。番号1番について、事前調査員の報告のとおり、許可期間を3年間とし、一時転用許可条件を付し、許可することに賛成の方は、挙手をお願いします。
議 長	賛成多数ですので、番号1番は原案のとおり許可することに決定いたします。
議 長	「議案第82号 農地法第4条の規定による許可申請について」は、原案のとおり許可することに決定いたします。
議 長	次に「議案第83号 農地法第5条の規定による許可申請について」上程いたします事務局より、議案の朗読をお願いします。
事務局	それでは朗読いたします。なお、案件については、事前調査を実施しております。（議案の朗読を行う）
議 長	議案の朗読が終わりました。事前調査員の方、説明をお願いいたします。
7番 貝塚委員	<p>それでは、説明いたします。</p> <p>図面番号2番をご覧ください。番号1番は、旧●●小学校から約580m北東に位置する畑1筆になります。こちらは第2種農地と判断しました。現況は、既に駐車場として利用されており始末書が提出されています。申請人は継続して駐車場として利用したいとの申し出があり今回の申請に至りました。転用による影響はないと判断しました。</p> <p>図面番号3番をご覧ください。番号2番は、●●公民館の約200m北に位置する畑1筆になります。こちらは第2種農地と判断しました。現況は、既に宅地として利用されており始末書が提出されています。申請人は継続して住宅敷地として利用したいとの申し出があり今回の申請に至りました。転用による影響はないと判断しました。</p> <p>図面番号4番をご覧ください。番号3番は、●●●の交差点から西に約150mに位置する畑1筆になります。こちらは第1種農地と判断しましたが、1種農地の不許可の例外にあたり、事業地の2分の1までの面積が転用可能ですので特に支障はないと判断しました。申請人は来場者が増加したことによる駐車場増設のため今回の申請に至りました。転用による影響はないと判断しました。</p> <p>図面番号5番をご覧ください。番号4番は●●●●運動公園から東に約300mに位置する田畑6筆になります。こちらは平成29年1月10日付で営農型太陽光発電施設設置に伴う農地法第5条の一時転用許可を受けた3年間の一時転用期間が満了となるため今回の申請に至りました。現在、パネルの下ではシャインマスカットを栽培していますが樹木の育成期間であることから出荷はなく、剪定・施肥等の圃場管理は適正にされていると思われ、また国の基準では期間中に出荷が見込めない作物の場合は、適正な圃場管理により判断することとなっておりますので許可にあたって支障はないと判断しました。なお、許可に際しましては、今回事前にお配り</p>

	<p>しました許可条件を付し、また、許可期間については、申請者は認定農業者なので通常は10年間ですが、現在出荷まで至っていないことから経過観察期間として許可期間は3年間が相当であると判断しました。</p> <p>図面番号6番をご覧ください。番号5番は国道6号線●●●十字路から南東に約350mに位置する畑1筆になります。こちらは第1種農地と判断しましたが、住宅が6戸以上連坦していることから第1種農地の許可の例外規定が適用されますので特に支障はないと判断しました。申請人は自己住宅建設のため今回の申請に至りました。転用による影響はないと判断しました。</p> <p>図面番号7番をご覧ください。番号6番は●●●庁舎から西に約800mに位置する畑2筆になります。下大堤916については第1種農地、大和田76-1については、第2種農地と判断しました。第1種農地については、不許可例外にあたり事業計画面積の3分の1までの面積が転用可能であり、また、第2種農地についても特に支障がないと判断しました。申請人は太陽光発電事業に伴い今回の申請に至りました。転用による影響はないと判断しました。</p> <p>図面番号8番をご覧ください。番号7番は常磐自動車道●●●パーキング上りから南に約500mに位置する畑1筆になります。こちらは第2種農地と判断しました。申請人は太陽光発電事業に伴い今回の申請に至りました。転用による影響はないと判断しました。</p> <p>以上、委員の皆様の更なる審議の程よろしくお願ひします。</p>
議 長	<p>ただいま、事前調査員の方の説明が終わりました。これより議案審議に入ります。番号1番について、ご意見ご質問等ございますでしょうか。</p> <p>(異議なしの声・意見、質問等なし)</p>
議 長	<p>よろしいですか。それでは採決いたします。番号1番について、原案のとおり許可することに、賛成の方は挙手をお願いします。</p>
議 長	<p>全員賛成ですので、番号1番は、原案のとおり許可することに決定いたします。</p>
議 長	<p>番号2番について、ご意見ご質問等ございますでしょうか。</p> <p>(異議なしの声・意見、質問等なし)</p>
議 長	<p>よろしいですか。それでは採決いたします。番号2番について、原案のとおり許可することに、賛成の方は挙手をお願いします。</p>
議 長	<p>全員賛成ですので、番号2番は、原案のとおり許可することに決定いたします。</p>
議 長	<p>番号3番について、ご意見ご質問等ございますでしょうか。</p> <p>(異議なしの声・意見、質問等なし)</p>
議 長	<p>よろしいですか。それでは採決いたします。番号3番について、原案のとおり許可することに、賛成の方は挙手をお願いします。</p>
議 長	<p>全員賛成ですので、番号3番は、原案のとおり許可することに決定いたします。</p>
議 長	<p>番号4番について、ご意見ご質問等ございますでしょうか。</p>
1番 栗山委員	<p>これ、転用計画の中で遮光率は何パーセントになっていますか。この前の資料では、65%になっているのですが、どういう計算でそういう数字になっているのでしょうか。我々が見ては、30～35%くらいで見てきたのですがね。ということは、この前、現地調査に行ったときに、地権者の女性の方が、できれば、この太陽光やってもらいたくないというんですよ。やってもらいたくないというのであれば、農地として認められないもんね。</p>

	どうみても、遮光率は30%か35%しかないよ。皆さん、見てるけど、3年たってあんな状態だよ。最初の計画書からみれば、ずいぶん間違った計画でしょう。計画では、ぶどうが250kg収穫できるわけだよ。それとね、これ地上権設定というけど、前に地上権設定してあるんだよね。前の人は、
2番 塚本委員	地上権設定してあれば、登記簿に載っているわけだよ。載っているの。
事務局	登記はされていない。総会通らないと、地上権は設定できない。
1番 栗山委員	遮光率は、われわれ見たとき、30から35%しかないですよ。シャインマスカットなんかできるわけないでしょ。県とか農林水産省とか体裁のいいこと言うかもしれないけれど。もともと遮光率が悪いのだから。地権者の女性の方が、上はやってほしくないと言っているんだよ。上があったんでは農業はできないということ
事務局	申請書見ると、許可してくださいとなっているんですがね。本人は、貸人で許可してくださいとなっている。
1番 栗山委員	この前、行ったときは、上はやってもらいたくないと言っている。
議長	あそこで言ったのはまずかったですよね。
1番 栗山委員	実際、言っているのだから。許可したらおかしくなっちゃうでしょう。
11番 鈴木委員	時間ばかりたっちゃうから、採決してよ。
議長	よろしいですか。それでは採決したいと思います。
1番 栗山委員	執行部に答えてもらいたいの。65%の計算方式
事務局	通常の35%しか、日が当たらないということです。
1番 栗山委員	30から35%しか、われわれが見てはないと思うの。報告書では、65%って、書いてあるの。
事務局	遮光率が65%ということは、日が当たるのが35%ということではないですか。
1番 栗山委員	現場でみたのでは、30から35%しかないよ。遮光率が、65%というのは、どういう計算方式でできてきているのかね。
事務局	遮光率というのは、光を遮る率ですよ。65%遮っているのだから、35%が日が当たっているということですよ。
1番 栗山委員	まあいいや。
議長	よろしいですか。それでは採決いたします。番号4番について、事前調査員の報告のとおり、許可期間を3年間とし、一時転用許可条件を付し、許可することに賛成の方は、挙手をお願いします。
議長	賛成多数ですので、番号4番は原案のとおり許可することに決定いたします。
議長	番号5番について、ご意見ご質問等ございますでしょうか。 (異議なしの声・意見、質問等なし)
議長	よろしいですか。それでは採決いたします。番号5番について、原案のとおり許可

	<p>することに、賛成の方は挙手をお願いします。</p>
議 長	<p>全員賛成ですので、番号5番は、原案のとおり許可することに決定いたします。</p>
議 長	<p>番号6番について、ご意見ご質問等ございますでしょうか。</p> <p>(異議なしの声・意見、質問等なし)</p>
議 長	<p>よろしいですか。それでは採決いたします。番号6番について、原案のとおり許可することに、賛成の方は挙手をお願いします。</p>
議 長	<p>全員賛成ですので、番号6番は、原案のとおり許可することに決定いたします。</p>
議 長	<p>番号7番について、ご意見ご質問等ございますでしょうか。</p> <p>(異議なしの声・意見、質問等なし)</p>
議 長	<p>よろしいですか。それでは採決いたします。番号7番について、原案のとおり許可することに、賛成の方は挙手をお願いします。</p>
議 長	<p>全員賛成ですので、番号7番は、原案のとおり許可することに決定いたします。</p>
議 長	<p>「議案第83号 農地法第5条の規定による許可申請について」は、原案のとおり許可することに決定いたしました。</p> <p>なお、議案第83号 番号6番については、3,000㎡以上の案件となることから、16日の茨城県農業会議諮問案件になりますので、委員の皆さんにはご承知おき願います。</p>
議 長	<p>次に、「議案第84号 現況証明願の交付決定について」上程いたします。</p> <p>事務局より、議案の朗読をお願いします。</p>
事務局	<p>それでは、朗読をいたします。なお、案件については事前調査を実施しております。</p>
議 長	<p>議案の朗読が終わりました。事前調査員の方、説明をお願いします。</p>
4番 外塚委員	<p>説明いたします。図面番号9番をご覧ください。</p> <p>番号1番は、●●●庁舎から約220m南東に位置する畑1筆です。こちらは昭和52年以前から宅地として利用されており、証明しても問題ないと判断しました。</p> <p>図面番号10番をご覧ください。</p> <p>番号2番は、●●●庁舎から約530m北西に位置する畑1筆です。こちらは平成6年以前から原野化しており、証明しても問題ないと判断しました。</p> <p>以上、委員の皆様の更なる審議の程よろしくをお願いします。</p>
議 長	<p>ただいま、事前調査員の方の説明が終わりました。これより議案審議に入ります。</p> <p>番号1番について、ご意見ご質問等ございますでしょうか。</p> <p>(異議なしの声・意見、質問等なし)</p>
議 長	<p>よろしいですか。それでは採決いたします。番号1番について、原案のとおり交付することに、賛成の方は挙手をお願いします。</p>
議 長	<p>全員賛成ですので、番号1番は、原案のとおり交付することに決定いたします。</p>
議 長	<p>番号2番について、ご意見ご質問等ございますでしょうか。</p>

	(異議なしの声・意見、質問等なし)
議 長	よろしいですか。それでは採決いたします。番号2番について、原案のとおり交付することに、賛成の方は挙手をお願いします。
議 長	全員賛成ですので、番号2番は、原案のとおり交付することに決定いたします。
議 長	「議案第84号 現況証明願の交付決定について」は、原案のとおり交付することに決定いたします。
議 長	次に、「議案第85号 農地改良協議書に対する同意について」上程いたします。事務局より、議案の朗読をお願いします。
議 長	それでは、朗読をいたします。なお、案件については事前調査を実施しております。
議 長	議案の朗読が終わりました。事前調査員の方、説明をお願いします。
4番 外塚委員	説明いたします。図面番号11番をご覧ください。 番号1番は、●●●庁舎から約1km北西に位置する田1筆です。市発注の池整備工事から発生する土砂を入れ、田畑転換するための申請となります。改良後は、野菜を作付けする計画となっております。
議 長	ただいま、事前調査員の方の説明が終わりました。これより議案審議に入ります。番号1番について、ご意見ご質問等ございますでしょうか。
	(異議なしの声・意見、質問等なし)
議 長	よろしいですか。それでは採決いたします。番号1番について、原案のとおり同意することに、賛成の方は挙手をお願いします。
議 長	全員賛成ですので、番号1番は、原案のとおり同意することに決定いたします。
議 長	「議案第85号 農地改良協議書に対する同意について」は、原案のとおり同意することに決定いたします。
議 長	次に、「議案第86号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について」上程します。 事務局より、議案の朗読及び説明をお願いします。
事務局	利用権設定の内容について説明いたします。15ページをお開きください。 今回利用権の設定は、全体で40件。面積は、116,218㎡です。内訳は、再設定17件新規23件で、主な作付け作物は水稻・レンコン・野菜になります。 以上、農用地利用集積計画は農業経営基盤強化促進法第18条の各要件を充たしていると考えられます。以上となります。
議 長	事務局説明が終わりました。ご意見ご質問等ございますでしょうか。
	(異議なしの声・意見、質問等なし)
議 長	よろしいですか。それでは採決いたします。 議案第86号について、原案のとおり決定すること賛成の方は挙手をお願いします。
議 長	全員賛成ですので、「議案第86号農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について」は、原案のとおり決定いたしました。

議 長	次に、「議案第87号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の農地中間管理事業の決定について」上程します。 事務局より議案の朗読及び説明をお願いします。
事務局	それでは説明いたします。21ページをご覧ください。 茨城県農林振興公社が農地中間管理権を取得する計画が3件、面積が14,195㎡です。計画要請の内容は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えられます。以上です。
議 長	事務局説明が終わりました。ご意見ご質問等ございますでしょうか。 (異議なしの声・意見、質問等なし)
議 長	よろしいですか。それでは採決いたします。 議案第87号について原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。
議 長	全員賛成ですので、「議案第87号農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の農地中間管理事業の決定について」は、原案のとおり決定いたしました。 次に、「議案第88号 農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用配分計画案の意見の決定について」上程します。 事務局より議案の朗読及び説明をお願いします。
事務局	それでは、説明いたします。22ページをご覧ください。 市長より令和元年11月27日付けで農用地利用配分計画(案)の意見を求められております。計画案につきましては、茨城県農林振興公社の要請により、市が公社に提出するもので、計画案が3件、面積14,195㎡です。内容については、議案第87号の農用地利用集積計画の公告と同時施行するための内容となります。これにより管理権を得た農地中間管理機構が農用地利用配分計画を定め、県知事が認可し、公告することにより、新たに受け手に農地を貸し付ける手続きの流れとなります。以上です。
議 長	事務局説明が終わりました。ご意見ご質問等ございますでしょうか。 (異議なしの声・意見、質問等なし)
議 長	よろしいですか。それでは採決いたします。 議案第88号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。
議 長	全員賛成ですので、「議案第88号 農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用配分計画案の意見の決定について」は、原案のとおり決定いたしました。
議 長	以上で、本日の議案審議は終了しました。 その他、農業委員さん、推進委員さんから、何かありましたらお願いします。
議 長	次に、来月の総会は、1月10日(金)です。なお、総会終了後、新年会を予定していることから、総会の開会時間は午後3時からとします。 また、次回の事前調査員は、井坂孝雄委員、中山峰雄委員、鈴木良道委員です。 日時は、1月6日(月)午前9時から、霞ヶ浦庁舎相談室といたします。よろしくお願 いします。
議 長	次に、農地利用実態調査票の回収作業については、農業委員さん、推進委員さんには何かとお忙しい中、お骨折りをおかけしました。 各地区毎に、手分けして作業にあたられていると思いますが、ひととおり、まわり終わりましたら、各地区の判断で作業終了ということでお願いします。

	ご協力ありがとうございました。
議 長	他に事務局からありますか。
事務局	①令和2年度かすみがうら市農業委員会総会等開催予定表の配布 ②2020年版農業委員会手帳の配布 ③新年会の案内 ④農地利用集積等の上半期の活動実績、成果実績の確認 ⑤営農型太陽光発電施設(深谷地内)の現地確認
議 長	只今、事務局長から説明がありましたが、ご質問等ありませんか。 (異議なしの声・意見、質問等なし)
議 長	以上を持ちまして、第187回総会を閉会いたします。長時間にわたり、慎重審議、大変ご苦労様でした。 (午後4時15分閉会)